



# CPRC

COMPETITION POLICY RESEARCH CENTER  
Fair Trade Commission of Japan

## 入札談合に関する制度設計のあり方

---

東京大学大学院経済学研究科

---

経済学部

柳川 範之

# 競争政策の重要性

- 経済活動を支える基盤
- 適切な競争政策は、消費者にメリットを与え、イノベーションや経済発展を促進させる
- 規制緩和・国際化の流れのなかでより一層重要に

# 改正独占禁止法

- 課徴金算定率の見直し
- 課徴金言減免制度の導入
- 犯則調査権限の導入
- 審判手続き等の見直し

# 競争政策の方向性

- 規制緩和・任意法規化の流れのなかで競争政策がより一層重要に
- 業界横断的な「重し」が必要
- 国際的にみても大きな変革期
- 改正独占禁止法もそのような流れの中に

# 入札談合の問題

- 入札制度の根幹にかかわる問題
- 大きな社会的費用
- 発注者が損をこうむるだけの問題ではない
- イノベーションに対するマイナス
- 品質確保とのバランスが通常議論に

# 入札制度の目的

- 実は単純に工事費用を下げるだけではない
- オークションを行うことのメリット
  - (1) 調達価格を引き下げる
  - (2) 最適な受注者を選び出す

# 入札談合行為

- メリットの(1)が生かされないばかりでなく  
実は、メリットの(2)が生かされないことにも  
問題がある。

ある種の参入規制の要素を持つ  
イノベーション等へのマイナス

- 発注者側の問題
- 品質確保との関係

# 入札談合防止

- より見つかる可能性を高める  
どうやって確率を高めるのか
- 見つかった場合の「ペナルティ」を引き上げる  
どのようなペナルティを使うか
- (談合しなかった場合にアメを与える)

# 課徴金減免制度

- 所定の情報提供を行った場合に課徴金を減免する。
- カルテル行為に関する情報を得るための重要な制度
- 米国・EUでは活用して大きな成果

# わが国での現状

- わが国の風土にはなじまないのではないかと思われたが・・・
- 名古屋の地下鉄談合事件  
「ハザマ」による自己申告
- わが国の談合問題においても  
有効な手段となりつつある。  
(その理由は後述)

# 現状続き

- そのほかにも減免の申請が継続的に存在
- しかし、名古屋の事件は  
談合が改正独占禁止法が施行後も  
行われていることを示すもの

# 現状の評価

- 課徴金減免制度によって情報がもたらされることは望ましいこと
- しかし、本来は制度によって、談合が行われないようになることがより望ましい。

# 課徴金減免制度の趣旨

## 通常強調されるポイント

- 申請者によって、外からでは把握しにくい談合に関する情報がもたらされる。

## それだけではない

- 制度があることによって、カルテル行為が起こりにくくなる。(安定的でなくなる。)

# 減免制度の趣旨(続き)

- 経済理論的には、後者のポイントが比較的重視されてきた。
- 現実にも、改正独占禁止法施行後、落札率は低下する傾向にある。
- しかし、談合がなくなっているとはいえ、今後の制度設計を考える必要がある。

# 今後の制度設計のあり方

- 一般競争入札の拡大  
カルテル形成を困難に  
新規参入可能性の拡大
- 発注者側のインセンティブ設計  
アメとムチ
- 品質確保のための条件設定・制度設計

# 今後のあり方(続き)

- コーポレート・ガバナンス・メカニズム  
の重要性

課徴金減免制度は、株主代表訴訟や  
声を出す株主の増大と無縁ではない。

- 社会的評判の限界と活用

社会的評判は、時と場合によって  
大きく変化する。

それに頼る制度設計は危険

# 今後のあり方(続き)

- 課徴金制度および課徴金減免制度  
ある程度強いムチは必要かもしれない  
しかし、本当に実効性をもつためには  
かなり大きなムチが必要

減免の範囲や程度は変化・調整させても  
あまり大きな変化は期待できないかもしれ  
ない。(cf 実験結果)

# 今後のあり方(続き)

- ムチの大きさは  
(ペナルティの大きさ)×(見つかる確率)
- 見つかる確率を高めるための制度設計  
減免制度はそのひとつ  
公取(あるいはその他?)スタッフの  
人員拡大
- 「判例」等の情報開示・伝達の促進